NO. 9

しょうわ広報

昭和47年9月発行　役場企画室 編集

災害は忘れた頃に!!
備えは万全ですか

昭和47年7月24日、午前8時甲府地方気象台発表。

「台風9号は日本海西部を北上しています。県下は、今日断続的に強い雨が降り、ところによっては1時間に10ミリ～20ミリの強い雨が降りますので局地的な大雨には注意して下さい。今后の雨量は平野部で50ミリ～70ミリ、山間部で70ミリ～100ミリに達する見込です。このため河川の増水、低地の浸水、小さな川の氾濫、崖くずれ、局地的な大雨に十分ご注意下さい。」の大雨注意報を受理、まもなく大雨に見舞われ、町内の河川が増水、各所で氾濫した。日常河川の清掃に努め、水の流れを良くしよう。

町の人口

8月1日現在

男	3034 人
女	3017 人
計	6051 人
世帯数	1486 戸

交通標語　のむなとばすなむりするな　!!

公有地拡大の推進に関する法律の先買制度施行される

九月一日より実施

市街化区域内の土地の所有者で、他人に土地を有償で譲り渡そうとするときは、この法律の九月一日より施行によって、市町村を経由して知事に届け出なければならないことになりました。ついてはこの法律についてその概要を説明いたします。

◎ この法律の目的

市街化区域内の公共事業の整備を促進するため必要な土地の先買いを行ない、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資するのが目的であります

◎ この法律の要点

一、土地を他人に譲渡する場合の届出義務（法四条）

(一)届出対象となる土地…市街化区域内の土地で

イ、都市計画施設の区域内に所在する土地

ロ、道路の区域、都市公園を設置すべき区域等に所在する土地

ハ、新たな市街地の造成を目的とする土地区画整理事業で、知事が指定し、公告したものを施行する土地の区域内に所在する土地

ホ、譲渡しようとする土地の面積が二、〇〇〇平方メートル以上の土地（二反歩以上）

二、土地の買取り希望の申出（法第五条）

前項で規定する土地及びその他市街化区域内に所在する土地で三〇〇平方メートル以上の土地を所有する者は、地方公共団体等（県、市町村）に買収りを希望するときは市町村経由で知事に申し出ることができる。

三、土地の買取りの協議（法第六条）

市町村経由で県知事に届出、又は申し出があった場合において、知事はこの届出の土地について買取りを希望する地方公共団体（県、市町村、公社）等のうちから買取りを行なう公共団体等を定め、買取りの目的を示して届出、又は申し出をした者に二週間以内に通知する。

四、土地買取り価格の規準（法第七条）

県及び市町村又は公社等は届出又は申し出のあった土地の買取り価格は地価公示法によるところの公示価格を規準とします。

五、土地の譲渡の制限（法第八条）

法第四条、第五条に規定する土地の届出、又は申し出をした者は次の各号に掲げる日又は時までの間、当該の公共団体等（県、市町村、公社）以外の者に譲り渡してはならない。

(一)県知事から買取り通知があった場合、通知のあった日から二週間を経過する日

（その期間内に土地の買取りの協議が成立しないことが明らかになったときは、その時）

(二)県知事から買取りを希望しない通知があった場合、当該通知のあった時

(三)届出をした日から二週間以内に買取り、又は希望しない等の通知がなかった場合当該届出をした日から二週間を経過する日

六、租税の特別措置（譲渡所得の控除等）

この法律により届出をなし、県、市町村又は公社等と買取り協議が成立した譲渡した土地についての租税特別措置は譲渡所得の基礎控除三〇〇万円が認められる。

ただし、買取り希望申し出の土地は該当しない。

以上がこの法律の概要ですがくわしいことは役場企画室へ問合せて下さい。

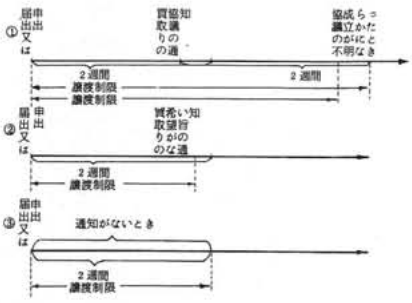

電話改式

九月二十日・午後二時
自動化が決定

本年春以来、昭和町全域にわたって電話自動化工事が実施されてきたが、工事もいよいよ最後の段階となり、すでに番号も決定、関係工事費等も払い込みずみで、自動化実施を待つばかりとなりました。

このほど電々公社では、九月二十日午後二時に、清水新居区を除く昭和町全域の電話を自動化することを決定し、その内容を発表しました。

これによりますと、電話の加入数は、既設電話九八七本、新規開通二一一本、そのほか田富局などからの収容替えになるもの五九本を合わせ一二五七本が、九月二十日午後二時から一斉に活動しはじめることになります

公衆電話は、赤電話、ボックス電話合わせて十八本が設置され、従来の三倍に増えて大幅に便利になります。この反面、昭和局の職員十二名中、十名が他（転出し、二名が残るという減少計画があり、さらに、同局での電話関係事務の取扱いは、交換事務はもちろん、電話の移転譲渡などの営業事務の全部が廃止となり、甲府電報電話局に引きつがれます。ただ、電話料金の収納事務がのこりますが、それも次のとおり大幅に縮少されます。

『料金の収納は毎月十日まで』

電話の交換事務を取扱わない郵便局では、原則として納期内だけ電話料を収納します。従って昭和局の場合は、毎月十日までが納期ですから、十日までは同局の窓口で払い込みできますが、十日をすぎますと甲府電報電話局の窓口へ行かなければなりませんので、特にご注意下さい。

『料金請求書の再発行はしない』

納期内の収納事務だけを取扱うと同時に、同局での料金請求書の再発行はできないことになります。いままでのように、料金請求書を持たずに郵便局で払い込むことはできません。必ず請求書をお持ち下さい。

紛失した場合には、甲府電報電話局の窓口で再発行を受けて下さい。このように厄介になりますので、電話局では、銀行や信用組合、農協の口座から自動的に払い込まれる「自動振替」の契約を望んでいます。

通話の方法について簡単に申し上げますと、単独、共同ともすべてダイヤルで全国へ接続されます。従って、うろ覚えの番号でダイヤルすると、間違ってつながり、その場合でも料金がかかり、損をしたり不便だったりするばかりか、相手の方にも迷惑をかけます。町内へかける場合でも一回について七円の通話料がかかることは、今までと大きくかわった点です。

自動化工事についての問い合せなどは昭和二七三番の工事事務所で受付けています。

でんでん一口知識

受話器を先におくのは……
うけた方？かけた方？

やはりかけた方が先におくべきでしょう。

受話器をおくときは、一呼吸して静かにおきましょう。

郡ジュニア・リーダー研修会
本町より六名参加

去る七月二十六日から二十八日（二泊三日）まで櫛形町、伊奈ケ湖子どもの家に於て郡下の少年集団のリーダー研修会が開催された。

これは子どもクラブ等少年集団のリーダー、または、やがてリーダーになろうとする少年、少女たちが集まって、集団の運営や活動に必要な、基本的知識技能を、身につけ、地域少年集団の活動をもりあげようとするもので郡下各町村から男女各三名づつが参加し、集団活動の重要さ、子ども集団のいろいろ、レクリェーションの意味と実技野外調理のしかた、キャンプの意味とキャンプのしかた、ハイキング、リーダーの役割、キャンプファイヤーのしかた、会議のもち方、すすめ方、プログラムのたて方、屋外ゲーム、フォークダンス等、もりだくさんの行事に六十六名の参加者は皆元気よく参加した。研修を終えた参加者は、ここで身につけたことを地域集団に生かしてゆきたいとはりきっていた。昭和町からの参加者は次のとおり。

引率者
内藤　和子　十八才（築地）
研修生
井口　昭一　十四才（二区）
研修生
長谷川澄男　十四才（二区）
研修生
海野　武仁　十四才（押越）
研修生
山田　智美　十四才（押越）
研修生
石川みさ子　十四才（河西）
研修生
松田はるみ　十四才（河西）

……

お願い

『役場への投書には、「ハッキリ」と住所氏名を記入して下さい。投書内容によっては、回答せねばならないが無記名、匿名が多いので、係でも回答が出来かね困っております。』

こんなときにこんな年金が受けられる

◎年をとったら「老齢年金」

保険料を二十五年（年齢によって二十四年から十年に短縮）以上納めた人が六十五歳になったときから九万六千円の老齢年金が受けられます。

なお、二つ以上の年金制度に加入していた人は「通算老齢年金」が受けられます。

◎障害者になったら

「障害年金」

引き続いて一年以上保険料を完納していた人がけがや病気（外部、内臓、精神障害などすべて）で障害者になったとき程度に応じて次の年金が受けられます。

一級障害　十二万円
二級障害　九万六千円

◎夫と死別したとき

「母子年金」「寡婦年金」

一年以上保険料を完納していた妻が夫と死別して、十八歳未満の子と一緒に暮しているときに、九万一千二百円（子供が一人の場合）の母子年金が受けられます。

また、老齢年金の受給資格期間を満たした夫が年金を受けずに死亡したときに、妻が六十歳から六十五歳までの間、寡婦年金を受けられます。

その額は夫が受けられるはずの老齢年金の半額です。

◎孤児になったとき

「遺児年金」

引き続いて一年以上保険料を完納していた父または母が死亡して孤児になったときに九万一千二百円（遺児一人の場合）の遺児年金が十八歳まで受けられます。

◎中途で死亡したとき

「死亡一時金」

三年以上保険料を納めた人が年金を受けずに死亡したとき遺族に死亡一時金が支払われます

以上が国民年金から受けられる年金のいろいろですが、何かあったら必ず役場の窓口に相談してみてください。なお、どんな場合でも保険料を納めていなければ支給されません。保険料の納め忘れのないようにいたしましょう。

季節の話題

食欲の秋

気温は下がり空気も乾燥したさわやかな秋を迎え、何をいただいても口がまずかった夏とくらべて、食べものがいっせいにおいしくなったことだけはどなたもお認めになることでしょう食べものがおいしいときに、たくさん食べて体力を養うことはやがてやってくる冬の寒さに耐えるために大切なことですが、体力をつけるために食べるということと、おいしいときなら何んでも腹いっぱい食べるということは意味が違います。食欲のあることは、たしかにからだの丈夫な証拠です。しかし腹いっぱい、胃がくるしくなるほど召し上がることは決して体力を増すことにはなりません。いくら食べてもふとらない人や、ふだんあまり食べもしないのにふとっている人がいます。両方とも食事のどこかに欠陥があると見てよいでしょう。人間は、食べたらそのカロリーにふさわしい活動をして、エネルギーを消費しなければ、消化不良や栄養の偏重でからだに影響します。このよい季節に、大いに食べるのは結構ですが、それに伴う活動をして、体力の増進につとめたいものです。

米生産調整計画一二五%に達する

昭和四十七年度の米の生産調整は、例年のとおり、各生産農家の任意による実施計画を提出してもらいこの程、集計結果がまとまりました。

今年県から指示された目標面積は八三、七ヘクタールに対し一〇五ヘクタールという計画となり目標の一二五パーセントを達成いたしました。これらの計画に基づいて、本町稲作転換推進協議会では七月三十一日町内一斉に確認調査を行ない奨励補助金交付対象面積を確定いたしましたが今後のご協力をお願いします。

米生産調整実施計画部落別集計表

部落名	戸数	筆数	計画面積
西条一区	52戸	270筆	1,15811㎡
西条二区	45	301	1,02253
清水新居	38	186	59813
西条新田	25	141	47660
押越	48	170	71714
河東中島	59	188	1,58713
紙漉阿原	40	204	1,09471
築地新居	74	270	2,13171
飯喰	28	135	54766
河西	40	123	82555
上河東	21	48	34357
計	470	2,036	10,50284
目標面積			8,37000

あなたが守る交通法規

◆ゆずりあいの気持ちを持つこと

道路はみんなが使用するものです。まわりの歩行者や運転者の立場を尊重し、お互いにゆずりあう気持ちを持つことが大切です。自分本位に無理な通行をすると交通が混乱して危険を生じさせたり、みんなに迷惑を及ぼしたりするばかりでなく、あなた自身も結局被害をうけることになります。

◆歩行者の心得

歩行者は、次のことがらをしっかり守りましょう。うば車、三輪車などの小児用の車や身体障害者用の車いすで通行している人や自動二輪車、自転車を押して歩いている人も歩行者と同じです。

◎ 歩道やその幅がおよそ一メートル以上ある道路では、その歩道や路側帯を通らなければなりません。しかし、道路工事などで通れないときは車道を通ることができます。

◎ 歩道も路側帯もない道路や路側帯が一メートルにも足りない狭い道路では、道路の右側を通らなければなりません。しかし右側ががけになっていて右端を通ることが危険な場合や、すぐ近くに行くのに右端を通ると横断をくり返すことになり、かえって危険な場合などは、左端を通ることができます。

◎ 横断する前には、必ず立ち止って、まず右を見て、次に左を見て、さらにもう一度右を見て安全を確めましょう又、車のすぐ前やすぐ後ろを横切ってはいけません。

◎ 車がくる道路を横断するときは、手をあげて合い図をし、車が止まったのを確めてから横断しましょう。

◎ 道路を斜めに横断してはいけません。しかし交差点で車に対する信号を全部赤にして車を止め、歩行者の自由な通行が認められているところでは、歩行者用の信号に従って斜め横断など自由な横断ができます。

◎ 歩行者用の信号の青の点滅は、黄信号と同じ意味です青の点滅になったら横断をはじめてはいけません。

正しい選挙は明るい町に

昭和町明正選挙推進協議会（会長清水湊）より、町民の意識の高揚と明正選挙への連帯感を堅持し、更には地域ぐるみの反省と、今後の選挙における浄化に寄与すべく、町議会に対し「明るく正しい選挙推進宣言の町」たる決議方要請があり、去る六月議会に於て全員一致採択これを決議しました。

決議文

選挙は、民主政治の根元であり、平等、自由公正の原則に則り行なわれるところにその意義があることは、今更多言を要しない。然しその選挙が、最近各地において、民主々義を理解しない一部の者の為に汚されていることを見聞する時、民主政治の健全なる発展を希求するものとして、極めて残念といわざるを得ない。よってこの際、本町においては、明るく正しい選挙を推進する町である旨の宣言を行ない、町民自らが選挙法規に抵触するあらゆる行為を追放する決議を表明し、全町民を打って一丸とする。一大町民運動を展開し、民主々義理念の昂揚、選挙法規遵守の実践活動を行ない、もって明るく正しい選挙の推進を期するものとする。

右決議する。

昭和四十七年六月三十日、昭和町議会町の皆さん、自粛自戒はもとより、広く有権者一人一人の自覚と協力を期待し、明るく住みよい町づくりの為に左の事項を実行して下さい。

一、陣中見舞の酒はやめましょう。

一、運動員、労務者以外は食事の提供はやめましょう。

一、選挙にからむ祝儀、花輪の相談は断りましょう。

一、買収、供応等、不正手段で投票はいたしません。

一、選挙のルールを守り明るく正しい選挙の実現の為協力しましょう。

防犯

★性犯罪の防止

。遠まわりでも明るい道をとおりましょう

。夜道の女性の一人歩きは避けましょう。

★自転車の盗難防止

。防犯登録は必ずしましょう

。名前をはっきりと書いておきましょう。

。止めておくときはカギをしっかりかけておきましょう

★あき巣盗難防止

。暑くとも戸締りはしっかりとしておきましょう。

。留守にするときは、しっかりカギをかけ隣近所にたのんで出かけましょう。

。不審者を見たらすぐ一一〇番へ連絡しましょう。

もし盗難にあったら現場はそのままにしてすぐ駐在所へ届け出ましょう。

消費者情報

あなたはだまされている

◎「千円お買い上げの方に洩れなく市価三百八十円のパンティーストッキングを進呈」（景品の市価が、買い上げ額の一割を目やすとした額以上の景品）

◎中古車で五万キロメートル走行しているのに走行二万キロメートルと偽わって表示して販売する場合

◎車の履歴（事故車、県外下取り車など）を事故車ではないとか、県内下取り車として販売する場合

◎市価が五万円であるのに、特別セールなどと称して「七万円の品を五万円又は五割引で特別奉仕」

◎うその地図や写真などを記載した宅地建物の分譲広告

◎薬事法による許可を得ていない商品に「○○病に良くききます」などと薬と同じ効能効果を表示した広告や説明書を出した場合

◎商品の内容量が表示より実際の量が少なかった場合

これらは、私たちがふだん何気なく見すごしていることが多いのですが案外つかわれている違法な販売方法の、ほんの一部の例です。

これは一方、真面目に品質や性能の向上を計り、本来の競争をしている生産者や流通業者を著しく不利にさせております。そこで、これらの不公正な取り引方法、不当な顧客誘引行為や公正な取り引を阻害する恐れのある方法は「独占禁止法や景品表示法」で制限や禁止をしております。

しかし、私たちは、これらの違法な販売方法に惑わされることなく、品質や性能等により景品や賞品をもらうより、それだけでも安い商品を選ぶ賢い消費者になりましょう。

そして、これらの違法な行為や広告等を発見したら、直ちに消費生活センターへ申出ましょう。

私たちの作品

文化協会短歌部

題「雨」

茄子植えて恵の雨に喜ぶ母を父のまもりと子等は云い合う　二区　高野　夏子

雨の日の使いに出でし帰り道友の進める苺もらいて　上河東　武田　ため

雨の日は母と語りつ一日をおとなしくして針持ちにけり　阿原　小池八重子

トタン屋根を打つ雨音の強ければ公会堂の夫にかさを持ち行く　阿原　清水　光子

青春のぬれ行く人にかささせば心あるかと人の云うなり　二区　五十嵐松代

しとしとと降りしきる雨美しく木々の青葉の緑とかして　新田　清水　雪生

将来を奨るめでたい宵の雨思い出遠く無事に老いたり　河西　長沼　近雄

植えつけしなす床にしくビニールに降る雨の音今日もはげしく　中島　河澄　藤子

メーデーのテレビの画像雨風の中に群集の歌声どもよす　河西　油川　行広

移り行きし孫の背丈をしるすきず目で追いている雨の節句よ　河西　油川　玉江